

# 総務文教厚生常任委員会委員長報告

令和6年12月20日（金）

それでは、先ほど開催いたしました総務文教厚生常任委員会において、当委員会に付託されました議案6件について、審査を行いましたので、その概要と結果等について、ご報告を申し上げます。

議案第87号柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてでございます。

執行部から補足説明の後、委員から特に質疑はなく、議案第87号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、議案第88号柳井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

執行部から補足説明の後、委員から、会計年度任用職員は、今回給料が上がらないということかという質疑に、会計年度任用職員は、毎年度4月の任用時点において給料や報酬、勤務時間、社会保険加入の有無等の勤務条件を定めた上で任用をしており、その中には扶養の範囲内で働くことを希望される方もあり、今年度については、任用時の勤務条件で遡及改定もある旨を示していないことから、遡及改定をしないこととしたが、国の考え方や県内市町の状況も踏まえ、次年度以降につきまして、事前に遡及改定もある旨を任用時の条件として示した上で、一般の常勤職員に準じて遡及改定することを検討してまいりたいとの答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第88号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次は、議案第89号令和6年度柳井市一般会計補正予算（第5号）、議案第90号令和6年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第91号令和6年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第92号令和6年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

以上の4議案について、執行部から説明の後、委員から、特に質疑はなく、これらの議案は、いずれも、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

以上で、総務文教厚生常任委員会の報告とさせていただきます。